

平成16年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(11) 組合運営 ③

全国中小企業団体中央会

(前号より)

## 第4問

次の1.から5.の各文章における下線部の記述が正しければ 印を、誤っていれば×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい(全部に 印のみ、又は×印のみを記入した場合は、無効解答とします。)

1. 小企業等経営改善資金融資(通称「マル経」)制度の融資対象となる小企業者は、常時使用する従業員が10人以下(商業・サービス業では5人以下)の企業である。
2. 小規模企業者等を対象とした設備貸与制度には、リースと割賦販売の2種類の利用方法があり、各都道府県に設置されている貸与機関から企業に対して設備が供給される。
3. 民事再生法は中小企業等を主たる対象として制定された法律であるが、個人事業者には適用されない。
4. 中心市街地活性化法(正式名称は、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」)においては、中心市街地活性化の基本方針は国が作成し、この基本方針に則して都道府県が中心市街地活性化のための基本計画を作成することが定められている。
5. 下請代金支払遅延等防止法においては、親事業者は下請事業者から製品等を受領した日から起算して60日の期間内で、かつ、できる限り短い期間を下請代金の支払期日と定めなければならないと規程されている。

〔解答〕

第4問

1.	2.	3.	4.	5.
×		×	×	

(次号につづく)